

ご注意

「普通徴収納期限」原則として翌々月になることを受付し、翌々月・六月末・第二期・八月末・第三期・十月末・第四期・一月末

給与支払報告 にかける給与所得者異動届出書

退職一括の記載例

[1]異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※処理欄	<input type="checkbox"/> 現年度 <input type="checkbox"/> 新年度 <input type="checkbox"/> 両年度		
特別徴収義務者指定番号	6500001		
法人番号又は個人番号宛番号			
担当者	係	人事係	氏名
	電話	0765-23-1009	
特別徴収義務者指定番号	6500001		
法人番号又は個人番号宛番号			
担当者	係	人事係	氏名
	電話	0765-23-1009	

8年 11月 1日	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号	
(あて先) 魚津市長		名称	魚津工業(株)	
		代表者の職氏名	魚津 一郎	
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 ((ア)-(イ))
フリガナ	タテヤマ イチロウ		6 月分	
氏名	立山 一郎		10 月分	
(旧姓)	昭平 50年1月1日生			
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	12,000 円	5,000 円	7,000 円
旧住所	魚津市中央通り1番			
現住所	魚津市中央通り1番			

異動事由	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 育児休業 5. 死 6. 会社解散 7. 徴収方法変更 8. 就職 9. その他
(ウ)の未徴収税額の徴収方法	1. 特別徴収 a. 継続 → [4]欄へ b. 開始 [ ]月分 → [3]欄へ 2. 一括徴収 → [2]欄へ (退職時に全額徴収) 3. 普通徴収 → [2]欄へ (本人が納付)
異動年月日	8年10月31日
	普通徴収 [ ]期から 特別徴収へ切替希望
	※納期限を過ぎたものは、特別徴収への切り替えができません。

[2]未徴収税額([1]欄の(ウ))について、一括徴収または普通徴収する場合は、記入してください。  
※1月1日から4月30日の期間に退職される場合は、本人の申出がない場合でも残税額を一括徴収することが義務づけられています。外国人従業員が帰国される際は、一括徴収にご協力お願いいたします。

[3]就職等による特別徴収開始  
[ ]月 [ ]日までに通知書が必要。

1. 一括徴収する場合	給与又は退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額	左記徴収予定額は下記分で納入します。
	11月25日	7,000 円	11月分 (12月10日納期分)
2. 一括徴収できない場合	理由	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため 2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の額)を超える退職金などの支払がないため	

※必要な場合のみ記入してください。  
通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。  
(税額変更通知書は、原則として異動届を受付した翌月中旬に送付します。)

備考欄

[4]転勤等による特別徴収届出書

※転勤・再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合、前勤務先で[1]の欄を記入し、新勤務先へ回送願います。新勤務先では、[4]の欄を記入し送付してください。

月割額	[ ] 円	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒	特別徴収義務者指定番号		新規
[ ] 月分	から徴収し納入します。		名称		法人番号又は個人番号		
受給者番号			代表者の職氏名印		担当者	係	氏名
給与支払方法及びその期日		払込を希望する金融機関の所在地及び名称			電話		